

令和8年度

越谷市土地開発公社
公売募集要領

令和8年(2026年)10月
越谷市土地開発公社

越谷市土地開発公社所有地の公売について

越谷市土地開発公社所有地を個人・法人を対象に一般競争入札により売却します。

対象となる物件は、

物件番号1

越谷市大字南荻島字出津3331番2

この入札に参加を希望する場合は、事前に参加申込の手続きが必要となります。

本要領を十分お読みの上ご参加ください。

【問合せ】

〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

越谷市土地開発公社
(越谷市役所本庁舎3階)

電 話 048-963-9301 (直通)

メール tochikosha@city.koshigaya.lg.jp

令和8年度越谷市土地開発公社所有地公売募集要領

越谷市土地開発公社では、以下のとおり一般競争入札による用地の売払いを実施いたします。入札に参加される方は、本要領をご確認の上、入札参加申込時までに現地等の調査を行い、関係法令の制限等を十分に確認してください。入札参加及び買受にあたっては、現地及び物件状況を全て承知されたものとします。

なお、都合により物件の入札を中止する場合があります。

1. 入札対象物件

入札対象物件は次のとおりです。詳細については、物件調書等をご覧ください。

物件番号	物件の所在地	地目	面積	最低売却価格
1	越谷市大字南荻島字出津3331番2	原野	748.01 m ² (748 m ²)	56,200,000 円

※ 面積は実測の数値。ただし、()については公簿面積。

2. 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 越谷市土地開発公社の役員及び職員
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員及びその暴力団員との関係が認められる者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (5) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体及びその構成員
- (6) 税金を滞納している者
- (7) 本要領に定める事項及び法令等を遵守する能力を有しない者
- (8) 前各号に該当する者から委託を受けた者

3. 入札にあたって付す条件

- (1) 売買契約においては、次の用途に供しない条件を付します。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業の用途

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条

第2号に規定する暴力団(その団体の構成員等を含む。)が使用する用途

ウ 公序良俗又は公共の福祉に反すると思われる団体その他一般市民の権利を侵害する可能性がある団体(本号にいう「団体」には、それら団体の関係者、信者、元信者等これに準ずる者一切を含む。)が使用する用途

エ 前記のほか公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途

(2) 売買物件を第三者に売買、贈与その他所有権を譲渡するときは、前記(1)に掲げる条件を当該第三者に遵守させなければなりません。

(3) 違約金

前記(1) 及び (2)の条件に違反した場合、越谷市土地開発公社が定める金額(落札金額の2割)を違約金としてお支払いいただきます。

(4) 買戻し特約

前記(1) 及び (2)の条件に違反した場合、越谷市土地開発公社は本契約締結日から5年間は、売買物件の買戻しをすることができます(ただし、買戻し特約の登記は行いません)。

4. 契約の条件

契約については、別に示す土地売買契約書(案)の各条項を必ず確認し、了承したうえで入札に参加してください。

5. 入札参加申込方法

(1) 申込に必要な書類(個人・法人共通)

○一般競争入札参加申込書

○委任状及び委任者の印鑑証明書(代理人が入札・開札当日に参加する場合)

} 各1通

(注1) 共有名義の場合は、共有者全員の上記の書類を提出してください。

(注2) 一般競争入札参加申込書に記載された氏名・法人名が、売買契約締結及び所有権移転登記の際の名義となりますので、あらかじめご了承ください。

(注3) 委任者の印鑑証明書については、発行後3か月以内のものとしします。

(注4) 入札・開札当日に代理人が出席する場合は、委任状を併せて提出してください。

(注5) 提出いただいた書類は返還しませんのでご了承ください。

(2) 「入札参加申込書」受付期間

令和8年11月2日(月)から令和8年11月13日(金)まで

※ただし、土・日・祝日を除く

(3) 受付場所

〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

越谷市土地開発公社事務局 (越谷市役所 本庁舎3階)

(4) 受付方法

ア 直接持参： 必要事項を記入押印のうえ、申込に必要な書類を受付期間の平日午前8時30分から午後5時15分までに(3)受付場所へ持参してください。

※正午から午後1時を除く。

イ 郵 送： 必要事項を記入押印のうえ、申込に必要な書類を一般書留、簡易書留、特定郵便書留、配達時間指定郵便又はレターパックにより受付期間までに必着で受付場所へ郵送してください。

※受付期間を過ぎて届いた場合や書類漏れがあった場合は、受付できませんのでご注意ください。

6. 入札・開札の日時及び場所等

(1) 日 時 令和8年11月26日(木)

午後1時45分から午後2時00分まで受付、午後2時00分から入札及び開札を行います。

(2) 場 所 越谷市役所 第3庁舎 5階会議室9

越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

(3) 注 意 事 項 入札参加申込をしても、入札・開札開始時間(午後2時00分)に遅れますと参加できなくなり、参加を辞退したものとします。

(4) 駐 車 場 越谷市役所駐車場は駐車台数に限りがあり、大変込み合っているため、公共交通機関を利用するか、時間に余裕を持ってお越しください。

7. 入札・開札手続及び落札者の決定方法

(1) 入札・開札日の持参品等

・ 入札書

ア 入札保証金の事前振込について

入札保証金の金額：金 2,810,000 円

納入期限：令和8年11月24日(火)

振込先

金融機関：埼玉りそな銀行 越谷支店

預金種目：普通

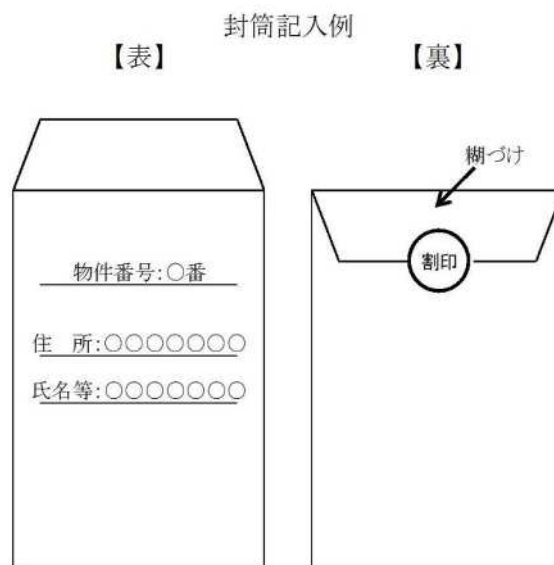
口座番号：0051010

口座名義：^{コシガヤシト チ カイハツコウシャ}越谷市土地開発公社

入札参加者は、納入期限までに入札保証金を越谷市土地開発公社が指定する金融機関の口座にお振込ください（11月24日中に越谷市土地開発公社が入金を確認できるよう手続きしてください）。なお、振込手数料は入札参加者の負担とします。入金を確認後、「入札保証金預り証」を発行いたします。「入札保証金預り証」は入札保証金の返還の際に必要となりますので、大切に保管してください。なお、入札保証金には、利子を付しません。

イ 入札書について

公社指定の入札書に必要事項を記入押印のうえ、任意の封筒の表面に「物件番号〇番」及び「入札者の氏名等」を記入し封印してください。（下記記入例参照。）



ウ 印鑑について

本人が入札する場合は実印を、開札当日に代理人が出席する場合は委任状に押印した代理人の使用印をご持参ください。

(2) 入札・開札の方法

「5. 入札・開札の日時及び場所等」に記載した日時・場所において、受付時間（午後1時30分から午後2時00分まで）に受付を済ませた封印済入札書を開札の対象とします。

午後2時00分をもって入札を開始し、入札が完了後、直ちに開札を行います。

(3) 落札者の決定方法

ア 開札の結果、各物件の最低売却価格以上で入札した者のうち、最高の価格をもって入札した方(最高入札価格の方)を落札者として決定します。

イ 最高入札価格について、同一価格での入札が2者以上あるときは、当該最高入札価格の方による抽選(くじ引き)により落札者を決定します。

(4) 次順位買受申込者の決定

最高入札価格に次ぐ高い価格で入札した者から次順位買受申込があった場合、その入札者を次順位買受申込者として決定します。落札決定者の落札決定が取り消された時は、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。

(5) 入札参加者の事前公表は行いません。

(6) 一物件につき入札に参加する者が1者である場合においても、原則として入札・開札を行うものとします。

8. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 一般競争入札参加申込書を提出していない者の行った入札
- (2) 最低売却価格に満たない金額で行った入札
- (3) 参加資格を有しない者の行った入札
- (4) 所定の日時まで所定の入札場所に持参しない入札
- (5) 委任状を提出しないで行った代理人の入札
- (6) 署名(記名)・押印がされていない入札
- (7) 入札書の金額を訂正した入札
- (8) 鉛筆書き等容易に入札書の記載金額表示を改ざんできる入札
- (9) その他入札の条件に違反した入札

9. 入札保証金の返還等

(1) 落札者以外の者

納付した入札保証金は、落札者決定後、入札保証金の返還手続きを行います。請求書(入札保証金返還用)の振込先欄に金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義を正確に記入してください。

返還には請求書(入札保証金返還用)及び「入札保証金預り証」が必要となります。なお、返還までに開札から1か月以上期間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 落札者

納付した入札保証金は、契約保証金に振り替えます。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、当該代金の一部に充当します。

(3) 入札保証金の帰属について

入札が無効になったとき又は落札者が契約を締結しないとき、納付された入札保証金は公社に帰属し、返還しません。

10. 証明書類等の提出

- (1) 落札者は、次に掲げる書類(発行後3か月以内のもの)を12月4日(金)までに越谷市土地開発公社へ持参により提出してください。なお、期限までに提出がないときは、当該落札決定の通知は無効とします。

※1:落札者が個人の場合

(①誓約書、②住民票(マイナンバーの記載がないもの)、③印鑑証明書)

※2:落札者が法人の場合

(①誓約書、②現在事項全部証明書(法人登記簿謄本)、③印鑑証明書)

11. 売買契約の締結等

- (1) 落札者には、すべての入札が終了した後に契約に必要な書類をお渡しします。
- (2) 落札者は、令和8年12月21日(月)までに売買契約を締結する必要があります。期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となります。
- (3) 売買契約の締結は、一般競争入札参加申込書に記載された名義で行います。
- (4) 契約保証金及び売買代金の分割納付はできません。
- (5) 土地売買契約書(越谷市土地開発公社保管のもの1部)に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

12. 売買代金の支払方法

次のいずれかの方法により売買代金を支払ってください。

(1)一括払い

売買契約締結と同時に、売買代金の全額を越谷市土地開発公社が指定する金融機関の口座に振込んでいただきます。なお、この場合は契約保証金の納付を免除します。

入札にあたって納付された入札保証金は売買代金に充当しますので、契約締結日に売買代金から入札保証金を差し引いた金額を納付してください。

(2) 契約保証金払い

売買契約の締結と同時に、売買代金の100分の10以上の契約保証金を越谷市土地開発公社が指定する金融機関の口座に振込んでいただきます。入札にあたって納付された入札保証金は契約保証金に充当します。

その後、売買代金と契約保証金の差額を、越谷市土地開発公社が指定する金融機関の口座に振込んでいただきます。なお、期限までに売買代金(残金)の納付が行われなかった場合は、契約保証金は越谷市土地開発公社に帰属します。

13. 所有権の移転手続き等

- (1) 売買代金の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、現状有姿で引き渡すものとし、当該土地に存在する工作物や樹木等はそのままの引渡しとなります。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後に越谷市土地開発公社が行います。
- (3) 所有権の移転登記は、一般競争入札参加申込書に記載された名義で行います。

14. その他

- (1) 物件調書はあくまで参考であり、現況を優先します。入札参加者ご自身において、現地等の調査確認を行い、法令上の制限等を事前に十分に確認したうえで、入札に参加してください。
- (2) 現地は用地測量を実施していますが、一部隣接地との境界が確定していません。
- (3) 土壌汚染調査及び地質調査については、行っておりません。
- (4) 地中埋設物撤去工事を実施済みです。
- (5) 引渡し後は、周辺環境に配慮し土地を利用してください。
- (6) 地内及び周辺に電柱やごみ集積所・越境物等がある際、その移転等の問題が発生しても、越谷市土地開発公社は関与しません。
- (7) 現地を必ず確認の上、入札してください。また、現地において除草等の委託作業を行っている場合がありますので、ご注意ください。なお、現地説明会は開催しません。
- (8) 開発行為等を行う場合、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく許可及び越谷市まちの整備に関する条例(平成14年条例第51号)に基づく手続き等が必要となる場合があります。詳しくは、越谷市都市整備部開発指導課へ事前に確認願います。
- (9) この要領に定めのない事項については、越谷市例規その他関係法令の定めるところによります。